

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	市徳長 (市徳長)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業経営については、露地野菜による農業経営が多く、認定農家も多いが、今後の地域農業を維持できる担い手がいるかと言えばそうでもない。未整備田も多く、今後耕作放棄田が発生することが懸念される。
農業者(53)の内、50歳未満(9)
他地域からの入作(30)の内、50歳未満(0)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、玉葱、レタスがメインで、キャベツ、白菜等を作付している。優良農地が多いが10年後を見据えた場合、離農者の増加、それを補う為、新規認定農家の積極的な迎え入れ及び機械化を強化し新たな担い手を増やしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大字徳長内の農用地を基本とするが、他地区の農業者が面的に耕作している農地については、本計画区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化しており、規模拡大を考える地域内の若者に対して、農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内はほとんどほ場整備がされていない為、ほ場整備を行いたい為、地域がまとまらない為、話が進んでいない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に認定農家を目指す新規就農者を確保し、育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手不足から、労働力の軽減を図る為、積極的に農作業委託の取組を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③トラクター(自動操舵機能付き)、農業用ドローン等、スマート農機の導入を進めていく。
 ⑨地域内の畜産農家にWCS用稲等の飼料作物を供給し、畜産農家からは堆肥の提供を受ける耕畜連携を進める。